議会運営委員会　会議録

１．招集年月日	令和８年８月１９日（水）　　開会　午前　９時２７分 閉会　午前１０時１２分
２．場　　所	本館３階　　第２委員会室
３.出 席 委 員	◎益川　教智　　○石川　恵美 遠藤　総一郎　　木下　伸一　　工藤　義明 田中　陽介　　橋　完司　　以上７人 オブザーバー 津村　俊二議長、委員外議員 奥山　文市郎副議長
４.欠 席 委 員	なし
５．説　明　員	櫻本市長、林副市長、井狩政策調整部長、西村総務部長、 飯田政策調整部次長、玉川総務部次長、岡田広報秘書課長
６．事務局職員	辻　昭典事務局長、行俊　勉事務局次長、棚橋　萌永（書記）
７．付 議 事 件	（１）令和８年第５回野洲市議会定例会提出議案について （２）令和８年第５回野洲市議会定例会会期日程（案）について （３）令和８年第５回野洲市議会定例会議事日程（案）について （４）令和８年第５回野洲市議会定例会議案付託表（案）について （５）請願書、陳情書について （６）「政務活動費の手引き」の一部改正（案）について
８．協 議 事 項	なし
９．審 査 内 容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年９月８日

議会運営委員会委員長　益川　教智　　印

～～～

続きまして、２点目の補正予算６件でございます。

まず初めに、議第１００号令和８年度野洲市一般会計補正予算（第３号）につきましては、既決予算額に５億８，１５１万８，０００円を追加させていただきまして、補正後予算額を２８４億９，１２１万５，０００円とさせていただくものでございます。

補正の概要といたしまして、主なものにつきまして、まず歳出でございますが、歳出におきましては、令和７年度決算剰余金の財政調整基金への積立てや、また、普通交付税増額相当分の減債基金への積立てなど、また、国の令和８年度補正予算で計上をされております地方創生臨時交付金を活用させていただきます省エネ家電の買換え補助金事業費の計上をさせていただいているところでございます。

加えまして、野洲川歴史公園サッカー場の合併処理浄化槽におきまして、放流水質の窒素の基準値が超過をしている現状であることから、当該浄化槽の改修工事に係ります守山市への負担金の計上をさせていただいているところなどになっているところでございます。

次に、ちょっと戻っていただきまして、歳入でございますけれども、歳入につきましては、地方特例交付金及び普通交付税について、それぞれ額の確定によりまして、補正をさせていただくものでございます。

また、歳出でご説明をさせていただきました省エネ家電買換え補助金事業費の財源としまして、国庫支出金といたしまして、地方創生臨時交付金の増額をさせていただくものでございます。

加えまして、市内三中学校におけます体育館の空調設備工事に係ります学校施設環境改善交付金の配分基礎額の増加に伴う増額分の計上をさせていただいているところでございます。また、令和７年度でございますけれども、介護保険事業の決算確定によりまして、介護保険事業特別会計からの繰入金のほうを計上させていただいているところなどになっているところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、２ページ目になりますが、債務負担行為につきましては、コミュニティバス車両の更新事業に係ります債務負担行為の追加となっているところでございます。

本債務負担につきましては、当該バスの更新に当たりまして、新車のリース納車には相当程度期間が要することから、速やかな納車、契約を行うため、本年度に３台分相当の購入費用等について、令和１４年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。期間及び限度額については、記載のとおりとなっているところでございます。

次に、議第１０１号令和８年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、既決予算額に７，０８１万６，０００円を追加させていただきまして、補正後予算額を４５億７，０７３万円とさせていただくものでございます。

主なものといたしまして、まず歳出につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うデータ管理機能の追加などのデータベースシステムの改修に係ります負担金の計上をさせていただいているところでございます。また、令和７年度決算剰余金の財政調整基金への積立てを計上させていただいているところでございます。

加えまして、令和７年度でございますけれども、滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金の精算に伴います普通交付金等の返還金の計上をさせていただいているところでございます。

次に、歳入でございますけれども、収支の調整財源としまして、令和７年度繰越金を計上させていただいているところでございます。加えまして、令和７年度の滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金の精算に伴う国保連合会からの返還金のほうを計上させていただいているところでございます。

続きまして、議第１０２号令和８年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）でございます。

本補正につきましては、既決予算につきまして２，５６７万６，０００円を追加させていただきまして、補正後予算額を１０億３，０９７万５，０００円とさせていただくものでございます。

主なものといたしまして、まず歳出でございますけれども、令和７年度の出納整理期間中の保険料等の収入額相当分を本年度に納付するため、広域連合納付金として計上をさせていただいているところでございます。

また、歳入につきましては、令和７年度の決算剰余金を繰越金において計上させていただいているものなどとなっているところでございます。

続きまして、２ページから３ページにわたりますけれども、議第１０３号令和８年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、既決予算額２億３１０万９，０００円を追加させていただきまして、補正後予算額を４８億８，３１０万９，０００円とさせていただくものでございます。

歳出につきましては、令和７年度の決算剰余金から返済額等を差し引いた額を介護保険給付費準備基金への積立てをさせていただくとともに、令和７年度の介護給付費、地域支

援事業費の確定に伴います負担金等の返還金の計上などとなっているところでございます。

歳入につきましては、これも令和７年度の給付費支払基金交付金の額の確定に伴います交付金の増額、そして、令和７年度の決算剰余金の計上などとなっているところでございます。

続きまして、３ページになりますけれども、議第１０４号令和８年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、既決予算額に２２０万２，０００円を追加させていただきまして、補正後予算額を３，２８７万２，０００円とさせていただくものでございます。

本補正については、歳入におきまして、令和７年度の決算剰余金を繰越金において計上させていただきまして、歳出におきまして、同額を墓地公園整備管理基金へ積立てをさせていただくものでございます。

続きまして、議第１０５号令和８年度野洲市水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、第４条予算でございます資本的収入及び支出におきまして、既決予算額に１，２００万円を追加し、補正後予算額を１１億６，８７７万３，０００円とさせていただくものでございます。

本補正につきましては、県道大津能登川長浜線添架管移設工事につきまして、設計の変更、また資材の高騰に伴います工事請負費の増額及び債務負担行為の追加を行うものでございます。

なお、今回の債務負担行為につきましては、期間を本年度から令和９年度といたしまして、限度額を８００万円とするものでございます。

補正予算６件については、以上となっているところでございます。

○総務部長（西村拓巳）　続きまして、条例制定・改廃ということで４ページからご説明させていただきます。総務部西村でございます。

まず、第１０６号野洲市個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、実施機関から諮問を受けて審査請求等を行う機関でございます公文書管理・情報公開審議会、それと個人情報保護審査会の両機関につきましては、取り扱う事務が類似性が高いということで両機関を統合いたしまして、一つの審査会を設けるものでございます。それに係る関係条例７条例を改正させていただきます。施行日につきましては、令和８年１１月１日でございます。

続いて、第１０７号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例でございます。出入国管理及

び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、外国人住民に交付されております在留カードと特別永住者証明書に個人番号カードを一体化した特定在留カード等が発行されるということになり、それに伴いまして、関係する条例といたしまして、当該条例の一部改正を行うものでございます。施行日につきましては、公布の日から及び一部につきましては、本年１０月２６日からとなります。

続きまして、第１０８号野洲市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、地方自治法施行規則の改正に伴う条ずれということで、所要の改正を行うものでございます。施行日につきましては、令和８年１０月１日でございます。

続いて５ページ、その他案件６件でございます。

第１０９号につきましては、工事請負契約、野洲市こどもの家の移転工事に係ります建築主体の部分でございます。こちらの工事請負契約を締結するに当たりまして、地方自治法第９６条第１項第５号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的に関しましては、こどもの家の移転新築工事の建築主体でございます。

契約金額につきましては、４億７，０８０万円、契約の相手方につきましては、京都建物辻正株式会社でございます。

続いて、同様に１１５でございまして、同様の工事請負契約でこちらは機械設備の工事となります。これに関しまして、同法並びに同条例に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的に関しましては、機械設備に係る工事となります。

契約金額につきましては、１億５，５６５万円。

契約の相手方につきましては、株式会社セイコーファシリティーズでございます。

続いて、１１１号指定管理者の指定につき議決を求めることについてでございます。こちらは現在、こどもの家を指定管理にさせていただいております。そちらの令和９年４月１日から１４年３月３１日までの５年間に新たに指定管理者を決定するものでございまして、社会福祉法人野洲市社会福祉協議会を指定管理者と指定することにつきまして、地方自治法第２４４条の２第６項に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、第１１２号、こちら令和７年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関してでございます。７年度の未処分利益剰余金２億９，９４３万８００円のうち、１億

６，９８５万５，３５０円を資本金に組み入れることに関しまして、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

第１１３号につきましては、下水道会計の未処分利益剰余金の処分に関してでございまして、こちらも同様、７年度の未処分利益剰余金４億４，２３９万５，１７９円のうち、２億円を建設改良積立金に積み立てることにつきまして、同法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、ページ変わりまして６ページ、第１１４号令和７年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。令和７年度の未処分利益剰余金４，３５４万２，１３７円を資本金に組み入れること及び建設改良積立金から４億円を取り崩し、同額を利益積立金に積み立てることにつきまして、同法に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

続いて人事案件３件でございます。

第１１５号野洲市公平委員会の選任につき議会の同意を求めることについてでございます。公平委員の選任に関しまして、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。その方は、表に記載しております野洲和博さんでございまして、任期は令和８年１１月１８日から令和１２年１１月１７日までとなっております。

続きまして、第１１６号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてでございます。こちらにつきましては、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。この方は守本洋季さんでございまして、任期につきましては、令和９年１月１日から令和１１年１２月３１日までとなります。

続いて、第１１７号につきましても同様に、人権擁護委員の推薦について意見を求めるものでございまして、この方は辻美智子さんでございます。任期につきましては、同様でございます。

これら３名の略歴につきましては、７ページ以降に掲載させていただいておりますので、またご覧いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（益川教智）　ただいま説明いただきましたが、詳細な説明については、本日午後の議案説明会で受け、また質問については、８月２１日に開催予定の議案勉強会でお願いできればと思います。

それでは、提出議案について、議会運営について、議事運営に関連して、特に何かご質問はございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　それでは、ないようですので、続いて令和８年第５回野洲市議会定例会の会期日程（案）、そして議事日程（案）、また議案付託表（案）について、事務局より説明をお願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議員の皆様、おはようございます。議会事務局の行俊です。

令和８年第５回野洲市議会定例会の会期日程（案）、議事日程（案）、議案付託表（案）について、それぞれご説明いたします。

皆様、タブレットの議会運営委員会の資料をご覧ください。まず、会期日程の資料をご覧ください。

会期日程は８月２７日木曜日に開会し、９月３０日水曜日までの３５日間です。８月２７日は本会議終了後に決算特別委員会を開催いただきます。

なお、決算特別委員会終了後、議会だより編集委員会が開催されます。その後、７日間休会となり、９月４日に再開、本会議終了後、決算特別委員会、続いて予算常任委員会を開催し、各分科会への分担について審査いただきます。８日は本会議終了後に会派代表者会議を開催し、意見書（案）等の調整をお願いいたします。

次に、９日、１０日、１１日は決算特別委員会の各分科会、そして、その終了後、予算常任委員会の各分科会を開催いただきます。１４日、１５日は、３つの各常任委員会を開催いただきます。１５日は午後１時からの会派代表者会議にて、執行部から追加議案がある場合は、その概要説明、意見書（案）等の確認を予定しています。２４日は午前９時３０分から決算特別委員会、その終了後に予算常任委員会を開催し、それぞれ分科会会長報告、質疑、委員間討議、採決をお願いします。

２５日は、議会運営委員会を開催いただき、最終日の追加提出議案等の説明、これに伴う議事日程の追加等についてご協議いただくものです。議会運営委員会終了後、全員協議会を開催いただき、追加議案等の説明をいただきます。

最終日の９月３０日は、午前９時３０分から議会運営委員会を、１０時３０分から全員協議会を開催します。その後、午後１時から本会議を開催します。本会議終了後、議会だより編集委員会が開催されます。

なお、一般質問、議案質疑及び討論通告書並びに意見書の提出期限は、会期日程にそれぞれ朱書きで記載していますので、ご確認をお願いします。

また、追加議案、意見書の提出がありましたら、追加議事日程として対応をさせていただき、それぞれ提出者の説明、質疑、討論、採決をお願いすることといたします。

次に、議事日程の資料をご覧ください。

議事日程につきましては、開会日の８月２７日は午前９時３０分開議で、市長から提案される議案２８件の提案説明をお願いします。

その後、決算特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

本会議終了後に委員会を開催して、正副委員長の互選等を行います。

次、２ページ目でございますけども、９月４日に本会議を再開し、上程議案に対する議案質疑を行った後、議第１１５号から議第１１７号までの人事案件３件については、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。

残る議案は各委員会に付託し、その後、一般質問となります。

３ページ目、４ページ目でございますけども、７日及び８日は一般質問となります。

次のページ、３０日は、各委員会委員長からの委員会審査結果報告、これに対する質疑、討論、採決をお願いし、審議終了後、閉会となります。

次に、議案付託表の資料をご覧ください。

９月４日の再開日に付託し、付託先につきましては、各会計の決算認定は決算特別委員会に、各会計の補正予算は予算常任委員会にそれぞれ付託し、一般会計につきましては、３ページ目、６ページ目の各分担表のとおり、それぞれの分科会に分担いただきます。７ページ以降、条例改正などの議案につきましては、３つの常任委員会へそれぞれ審査を付託するものです。

事務局からの説明は以上です。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について、皆さんから何かご質問ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　では、ないようですので、事務局の説明のとおりとすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ご異議なしと認めます。本件については、事務局の説明のとおり

とし、この後の全員協議会で報告させていただきます。

ここで執行部の皆さんはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

（執行部　退席）

○委員長（益川教智）　それでは、続いて付議事件５、請願書、陳情書について事務局より説明をお願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

陳情書について説明をさせていただきます。

今回陳情書が１件提出されております。これは毎年提出があるものでございますけれども、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望で、シルバー人材センターに対する補助金の確保、事業発注の確保、新たな契約方法への対応など、安定的な運営が可能となる各支援について要望されています。

説明は以上です。

それから請願については、今回提出がありませんでしたので、併せてご報告をいたします。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について、皆さんから何かございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ないようですので、陳情書については、この後の全員協議会で報告させていただきます。

それでは、続いて付議事件６、「政務活動費の手引き」の一部改正（案）について、事務局より説明をお願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

「政務活動費の手引き」の一部改正（案）について、説明をいたします。

今回２点ございまして、１つ目は預金利息の取扱い、２点目は執行日及び支払日、この２点について議員の皆様でご確認いただき、明文化をするものです。

まず、１番の本市議会の政務活動費の現状と課題ですけれども、現在、政務活動費に係る預金利息につきましては、政務活動費の交付額と預金利息分以上に政務活動費の支出があった場合は、利息の返還は求めておりませんけれども、政務活動費の支出額が交付額を下回り、返還が生じた場合については、利息も併せて返還を求めています。税金を原資に

利益を生むことに対して、好ましくない印象を市民に与える可能性があります。

２点目ですけれども、政務活動費における領収書等の取扱いについては、明文化がされていません。また、政務活動費の使用について、事実発生がいつからいつまでかについても、明文化はされていません。この点に関しましては、法的な規定はなく、判例でも政務活動費の支出の原因となる事実がその年度中に発生していなくてもよいとする現金主義を認める判例と、政務活動費の支出の原因となる事実が発生した年度中に支出もするべきであるという発生主義を原則とする判例の両方があります。

この点につきまして、市民から見て分かりやすくするためには、発生主義を適用し、事実発生を当該年度に限定すること、併せて領収書、支払日の日付についても、明文化することが望ましいと考えます。

草津、守山、栗東、近隣３市の取扱状況を別表にまとめております。

改正の趣旨としましては、政務活動費の支出の透明性の確保と運用の改善を図るべく、今回、政務活動費の手引きを改正案とするものでございます。

次に３番、改正の概要、この項目でございますけども、預金利息につきましては、政務活動費の手引きの５番、交付の手続（収支報告書）のところにございますけども、ここに「政務活動費収支報告書の提出に当たっては、『収入欄』の政務活動費の横に『預金利息額○○円』と併記することとします。また、通帳のコピー等、預金利息額が確認できるものを提出することとします。」を追記する案でございます。

それから（５）、残余金の返還ですけれども、「収支報告書の提出により、その年度の政務活動費が確定し、残余金がある場合は返還が必要です。」とありますが、これに「なお、政務活動費に係る預金利息については、野洲市議会政務活動費の交付に関する条例第１０条に定める、政務活動費の残余相当額の有無にかかわらず市に返還するものとします。」、これを追記する案でございます。

２番目、執行日及び支払日に関する項目でございますけども、６番の後に新たな項目７番を追記するという案でございまして、「政務活動への反映と費用の支出に関する考え方」を追加し、「政務活動費を含む予算事業については、原則単年度で構成され、１年度に支出し当該年度に反映する必要があることに鑑み、当該年度内に執行及び支出することとします。ただし、議会事務局内に設置されているコピー機を使用したコピー代については、下半期分の支払日が４月上旬となることから、例外とします。」というのを追記する案でございます。

簡単に申し上げますと、執行も３月３１日まで、支払いも３月３１日までで区切っていただくということでございます。

改正日につきましては、会派代表者会議でご確認いただきましたので、本日、議会運営委員会で協議、決定された後、この後の全員協議会で委員長より報告していただいて、令和８年８月改正、令和８年度分より適用の予定とする案でございます。

事務局からの説明は以上です。ご協議をよろしくお願いいたします。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について、皆さんから何かございますか。

どうぞ。

○委員（工藤義明）　工藤です。手引きのところの、１番の現状と課題の②の最終の行、領収書の日付についても明文化することが望ましいということが書かれているわけですけども、私ども、議員団ニュースとかいうのを発行したときに、振込は年度末の３月中にはお金を振り込むんですが、領収書というものは４月に入ってからで領収書が来るんですけども、振込は３月に行って現金振込、領収書だけは４月に来ると、この点は、ここことの関係はどう考えたらよろしいんでしょうか。

○委員長（益川教智）　お願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

基本的には支払いが３月中に完結しているということでございますし、領収書の日付も３月中で記載いただくのが本来かと思います。提出いただくのは４月に入ってからになりますので、支払いを３月中にしていただいたという整理で考えていただければと思います。

また、振込をもって領収書に代えるという場合もあるかと思いますけども、それも３月中に行っていただいているという考え方で、整合性は取れるのではないかと思います。

○委員長（益川教智）　他に何かありますか。

どうぞ。

○委員（橋　完司）　橋です。おはようございます。

今の件ですけど、預金通帳の結局３０日に振り込みますよと、月末に振り込みましたよというのが領収書の代わりになるという考え方でいいんですか。それとも、それも必ず４月に入ってからでも３月付の領収書が必要になりますよという意味合いなのか。業者によって、近隣の業者であれば取りに行くことも可能かもわからないですけど、離れている業者であれば、当日中に処理ができないと思うんですよね。電子振込でその日のうちに処理されても、領収書はもう４月になってしまいますみたいなことを言われると、相手も決算

のあることでしょうから、そのあたりがどうなんですかね。だから、預金通帳の振込の写しだけで領収書というふうにみなしてもらえるのかどうか。その辺だけお願いします。

○委員長（益川教智）　お願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

これまで提出いただいた書類で確認させていただいている範囲では、領収書も日付は３月になっていて届くのが４月に入ってからとか、そういうケースだと思いますので、そこの問題は今まで発生していないかなというふうには思っております。

○委員（橋　完司）　先ほど工藤委員がおっしゃったのは、領収書は４月になります。４月付になるという意味ではない。ではない。

○委員（工藤義明）　領収書が来るのが遅くなる。

○委員（橋　完司）　それは全然問題ない。分かりました。ごめんなさい。すみません。

○議会事務局次長（行俊　勉）　ですから、３月に確認がされて、その時点で領収書を作られて、郵便で、例えばですよ、郵便で届くのが１週間後ぐらいになるということはあり得るとは思うんですけども、会計処理として３月中に完結しているという考え方ですので、ただ、４月に入ってから振り込んだり４月に入ってから領収書を頂くということになると、支出を次の年度にしていることになってしまいますので、そこの区切りをもうちょっとはっきりさせていただいたほうが会計として明確であるというふうに、そういう考え方で整理いただければいいかと思います。

○委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員（田中陽介）　今までも基本的にそうやったかなと思うんですけど、今回発生主義にするということで、例えば今、工藤議員がおっしゃっていた３月３０日に振り込んだものの、例えば３月議会の報告、報告書じゃないな、何か政務活動の文書を出すとして、それが４月に、例えば、出来上がってくるとかは駄目ということですよね。

○委員長（益川教智）　お願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

結局執行日ですので、出来上がるところまで、新聞折り込みでしたら新聞折り込みが終わるところまで３月中で完結いただいて、４月に新聞折り込みとかを発行されるのであれば、次の年度の政務活動費会計でしていただくと、ここで区切っていただくという考え方になりますので、先ほどもちょっと説明のところで申し上げましたけども、考え方としては２つあると言えばあるんです。判例でも２つがあるということは把握しておりますけれ

ども、会計を全部締めさせていただいて、こちらの事情ではありますけれども、返金が生じた場合の処理なども、出納閉鎖までに順次させていただく必要もございます。また書類の確認もそれなりに時間がかかりますので、３月に締めていただいて、程なく会計担当の方で最終の計算をしていただくという時間も考えると、この方法が一番問題が少ないのではないかという判断で、今回この案で考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（益川教智）　他に何かございますか。よろしいですか。

どうぞ。

○委員（遠藤総一郎）　事務局なり会派代表者会議でおおむね了というようなことで特にないんですけども、毎年度のことですので、会派代表者の方から周知をいただいて、窓口でトラブルのないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（益川教智）　じゃあ、お願いします。

○議会事務局長（辻　昭典）　これはどうかなというのがあれば、早めに事務局とご相談いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○委員長（益川教智）　それでは、特に他にはないようですので、事務局の説明のとおり、一部改正とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　それでは、ご異議なしと認めます。本件については、事務局の説明のとおり一部改正することとし、この後の全員協議会で報告させていただきます。

次に、次第その３、その他に移ります。決算特別委員会正副委員長の選出等について、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

決算特別委員会の正副委員長の選出等についてご説明をいたします。資料をご覧ください。

令和８年８月定例会における決算特別委員会正副委員長の選出等につきましては、申し合わせ事項の中に、これをうたっておりまして、（２）のところですけども、「決算特別委員会の正副委員長は、議長経験者とし、委員長は直近の議長の直近前議長に、副委員長は直近の議長とする。この場合において、審議すべき決算の審査対象期間に監査委員として在職のあった議長を除くものとする」となっております。

（３）としまして、「総務、文教福祉、環境経済建設の各常任委員会の委員長は、予算常任委員会及び特別委員会の委員長と兼ねることができないものとする」とされています。

原則的には、荒川議員が委員長、山本議員が副委員長となりますが、申し合わせ事項により、前議長の山本議員は監査委員を務められていますので、直近の議長である荒川議員を副委員長に、直近の議長の直近前議長である東郷議員は総務常任委員会委員長を務めておられ、兼ねることができませんので、さらにその前の議長の岩井議員を委員長に選出いただくこととなります。

なお、委員長及び副委員長が不在の場合の委員長の互選につきましては、委員会条例第１０条第２項の規定により、年長の委員が行うとされていますので、野並議員に委員長の選出について進行いただくこととなります。

以上につきまして、ご確認をお願いいたします。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について、何か質問はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　では、ないようですので、事務局の説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ご異議なしと認めます。では本件につきましても事務局の説明のとおりとし、この後の全員協議会で報告させていただきます。

その他事項で委員の皆さんからは何かございますか。委員の皆さんからはないですね。

では、議長から何かございますか。

○議長（津村俊二）　本職から申し上げます。

今月７日に林副市長から一般質問に関して申入れがありましたので、お伝えをしておきます。

その内容は、６月定例会での一部議員の一般質問について、市議会の申し合わせ事項にそぐわないものとなっており、申し合わせ事項に沿って、一般質問を行っていただきたいというものでございました。

具体的には、当初の通告の内容が不明確である、再質問の際に、当初の内容から外れていくなどを挙げられ、市民から見て分かりにくい一般質問だったのではないかとのご指摘でございました。

この件については、６月２６日の議会運営委員会においても課題として取り上げられ、

同日の全員協議会で、いま一度申し合わせ事項を確認されるよう、議運の委員長からも報告されております。

こうした経過は１７日の会派代表者会議で各代表にはお伝えし、各会派に周知いただくようお願いしましたが、改めて、この後の全員協議会で、議員全員に注意喚起しますので、ご承知おき願います。

以上です。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について、特に何か皆さんからございますか。

どうぞ。

○委員（田中陽介）　ここにいる皆さんは大体分かっているとは思うんですけど、具体的にもうちょっと言ってあげたほうがみんなも分かりやすいかなと。何と言うんですかね、具体的に誰々のどういうところが問題であったのかというのを、何かぼやかして言っちゃうと余計に分かりにくくなるので、みんなが別にそれはその人が悪いというよりかは、みんながそれを認識して、そういうのはやっぱりあかんねやなとか、そういうことはやめましょうということをちゃんと認識することが大事だと思うので、あんまり認識をぼやかさないほうがいいかなと思う。林副市長が具体的に言っておられるのかどうかは分からないんですけど、具体的に言っておられるとすれば、ちゃんと具体的に伝えてもらったほうがいいのかなと私は思います。

○議長（津村俊二）　林副市長からは、具体的に名前が挙がっているわけではありません。それは個別では事務局、私なりから、指摘をさせていただく方向で考えております。

○議会事務局長（辻　昭典）　田中委員がおっしゃった、そんな話をちょっと昨日正副議長と話をしている中でもございました。ただ議員全員には、一般論的にはなりますけど、周知をさせていただいて、恐らく皆さんの頭の中には特定の方が思い浮かばれていると思いますが、その方には私なり議長から個別に改めてお話をさせてもらおうかなという状況です。

○委員長（益川教智）　よろしいですか。他に何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　よろしいですか。この件については、今、議長からも言っていただきましたが、やはり議会内でもしっかりともう一度確認して、こちらのほうで律する必要があると思いますので、周知のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から何かございますか。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

病院事業管理者再任の議会での挨拶につきまして、申し上げます。

病院事業管理者の前川聡氏の任期４年間が、この８月３１日に満了するところですが、これまでの実績を踏まえ、９月１日に市長から任命、再任の予定でございます。この件につきましては、議員の皆様にはこの後の全員協議会で報告を予定しています。つきましては、再任に当たり市議会議員の皆様に議場でのご挨拶の機会をいただければと思います。病院事業管理者の任命は議会の議決や同意を得るものではありませんが、議場に入らせていただいている特別職でございますので、８月２７日、本会議中の最後、散会前に再任のご挨拶の場面をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について、皆さんから何かございますか。

どうぞ。

○委員（工藤義明）　今説明ありましたけど、散会前にですか。散会した後にその場を設けるのではないということ。

○議会事務局長（辻　昭典）　ちょっと補足させていただきます。

議場に入られている特別職が退任なりのご挨拶、過去、副市長ですとか、教育長が挨拶をされている例があります。これは会議を閉じる前にされている、その例を踏襲しております。

今回再任ですが、過去令和３年の３月の最終日に、当時の西村教育長が最終日の会議を閉じる前に、４月からもお願いしますという再任のご挨拶をされていますので、それを踏襲する形を取っております。

○委員長（益川教智）　よろしいですか。よろしいですね。他に何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　では、ないようですので、これで議会運営委員会を終了いたします。お疲れさまでした。（午前１０時１２分　閉会）